

高知市市民と行政のパートナーシップの  
まちづくり条例見守り委員会

“あなたも 15 人めの見守り委員に!!”

意見報告

(前期 H16.3.4 ~ H17.3.3)

平成 17 年 3 月

高知市市民と行政のパートナーシップの  
まちづくり条例見守り委員会

## 目 次

はじめに .....	1
わからないことがわからなかった .....	2
船出は霧の中?!	
1 みんなが条例を知ろう!	
2 キーワードは「パートナーシップ」	
3 見守るものは何?	
「まちづくりファンド」を知ろう .....	5
1 まちづくりファンドのしくみ	
2 公開審査会・最終発表会に参加した感想	
3 まちづくりファンドのしくみについての意見	
「市民活動サポートセンター」を知ろう .....	10
1 市民活動サポートセンターのしくみ	
2 検討内容	
3 市民活動サポートセンターのしくみについての意見	
資料 .....	16

## はじめに

「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」は、平成15年4月に制定された。市民が参加した条例案策定委員会では、条例を送り出すにあたって、つくって終わりではなく**条例が機能していくか**を見守っていくことが最も重要だという認識のもと、「市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会」の設置を条例に定めた。この条例は性格上、義務規定より宣言的内容となっているため、条例を市民に啓発し見守るというこれまでにないユニークな委員会として見守り委員会は発足した。

見守り委員には、元条例案策定委員や公募委員など14名が参加。まず疑問を出し合いそれを確認して共通理解し、意見をまとめるという手法をとった。各委員のまちづくりに対する温度差が大きく「まちづくりって何？」という疑問から発し、活発な議論の末にたどり着いた結論は「NPOやまちづくりなどさまざまな表現があるが、**定義に結論がないのがまちづくりかもしれない**」ということだった。

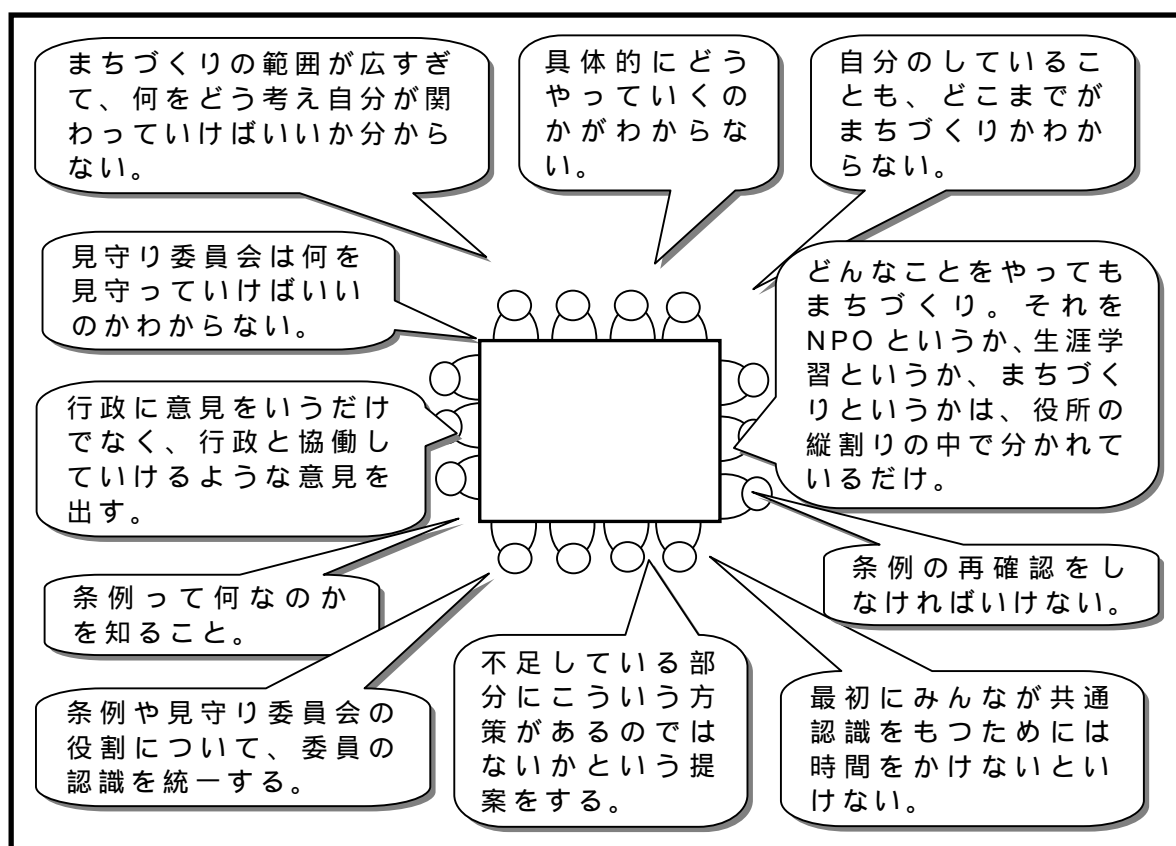
次に何を見守るかについても百家争鳴、範囲が広すぎるので事例を抽出することにした。前期の検討では2つの事例を取り上げ、実際に参加できる場には各委員ができる限り参加し、その内容を知ることになった。いずれの事例も市民が主体的に関わっている事業であるため、発足したばかりの見守り委員会としては、提言というよりしくみについての意見にとどめ、関わっている市民の努力を尊重して、断定的な表現を避けるようにした。**無責任な評論ではなく、評価や提言をすることの困難さを実感した。**

今回、活発な議論を通じ意見報告にまとめる過程で感じたのは、**委員全員が自分の知らなかったまちづくりの世界を知り学ぶ場**が、この委員会であったということだった。また、話し合いを通じて条例の趣旨を委員が理解し、それを市民・行政・企業に広め、市民ひとりひとりに「**あなたも15人めの見守り委員**」という自覚をもってもらうことが、条例を見守り機能させることにつながるとの合意に達した。委員自身が1年生であり、手探り状態で議論を積み重ねてきたが、今後も話し合いを重ね、その過程を多くの市民や行政と共有していくことが、今後のまちづくり活動を活発にし、条例が市民と共に歩むことになると確信している。

# わからないことがわからなかった

## 船出は霧の中?!

市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会には、さまざまな立場の14名の市民が委員として参加した。条例の案づくりに携わった人、公募で参加した人、いろいろな分野で活動している人など、条例についての認識もまちまちだった。第1回・第2回の委員会では、委員みんなが共通の理解をするために、それぞれの目線から自由に意見を出し合った。



「市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」はどういうもの？  
「見守り委員会」は何をしていけばいいの？

# 1 みんなが条例を知ろう！

## 「条例の共通理解」

「まちづくり条例」ではなく「まちづくり一緒にやろうや条例」（条例の愛称）。  
“一緒にやろうや”ができているかを見ていく。一緒にやるためのしくみづくりをすることが主旨。

自分が自発的に動き、相手とどういう組み方（協力関係、お互いのパートナーになれる関係）ができていくかが主旨。



# 2 キーワードは「パートナーシップ」

## 見守り委員会は

いろいろな分野の個々のまちづくりの取り組みの内容を見るというより、  
こういった広い範囲のまちづくりの取り組みの中で、一緒にやるためのしくみが  
どうなっているか **パートナーシップができていますか** を見ていく

### パートナーシップとは

#### 情報を共有するには

- ・条例自体の周知
- ・関心がない
- ・行政の発信した情報が市民に受け取られていない

#### 自立していくには

- ・自立した活動、地域、市民、NPOになる
- ・要望と自分たちでやることの役割分担

#### 参加を喚起するには

- ・一緒にやろうが喚起できる
- ・行政職員が市民として関われる
- ・やりたいにつながる市民参加
- ・もっと知らせるためのPR

#### 連携していくには

- ・市職員の意識は
- ・行政の職員どうしの関係は
- ・地域の団体どうしの協力・連携は
- ・住民と行政の協働

見守り委員会には、条例を知らせる役割もある  
できていない部分にこうしょうを提案する  
具体的にでき始めていることを実際に見て知って話し合う

#### パートナーシップの定義

（条例第1章）  
対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係

#### パートナーシップの基本

原則（条例第2章）  
参加と参加のきっかけづくり  
自主性の尊重  
合意形成の過程の尊重  
情報の共有  
相互の連携

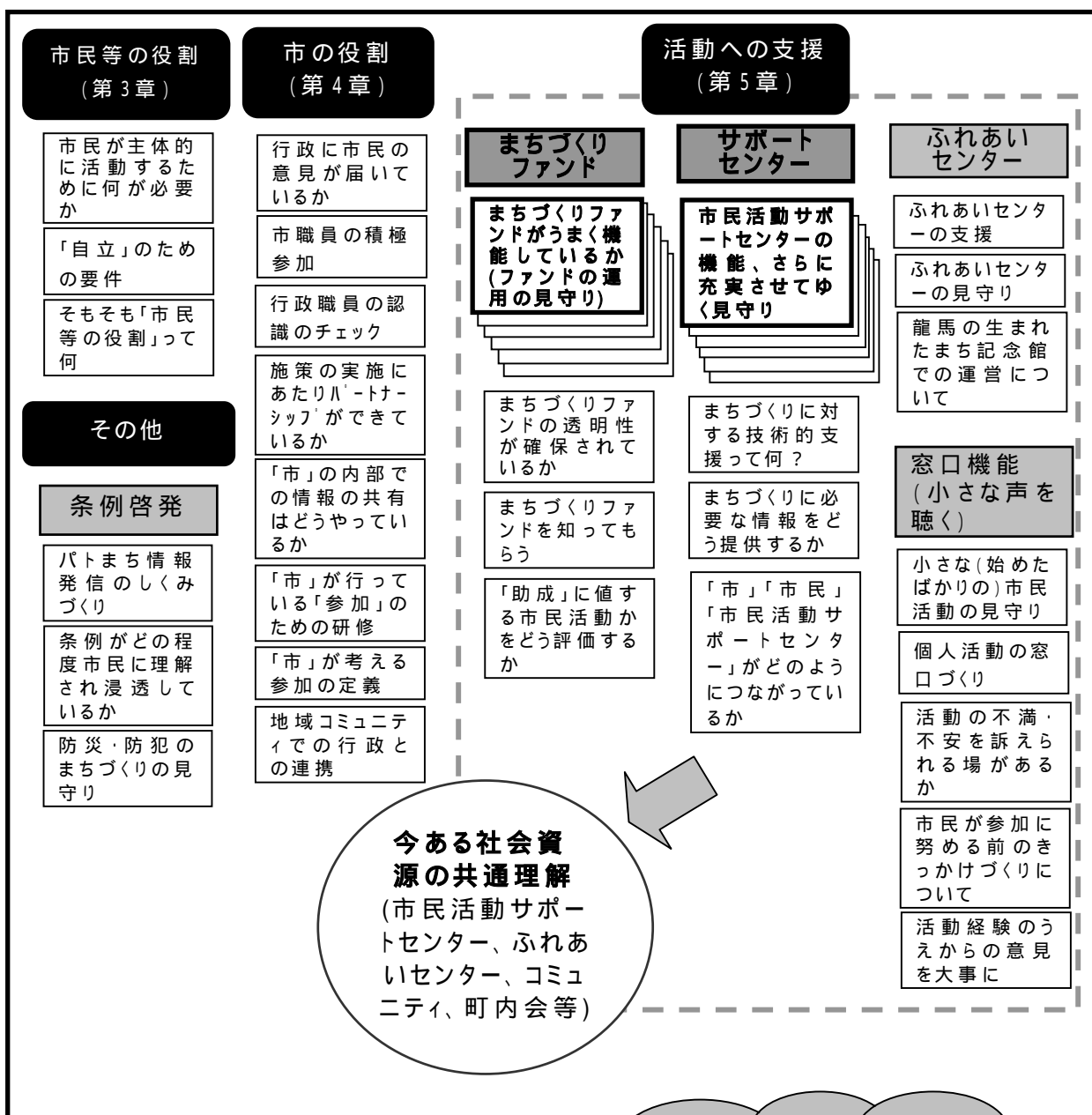
< 資料 P16・17 参照 >

まちづくりについての考えは、委員さまごまだけど、「パートナーシップ」を共通認識にして見守っていけばいいのね。



### 3 見守るものは何？

では、見守り委員会としてどういうことから取り組むか、「条例に基づく諸制度が適正かつ円滑に機能しているかを見守る」(条例第6章)を踏まえて、具体的にやりたいことを出し合った。 < 資料 P18・19 参照 >

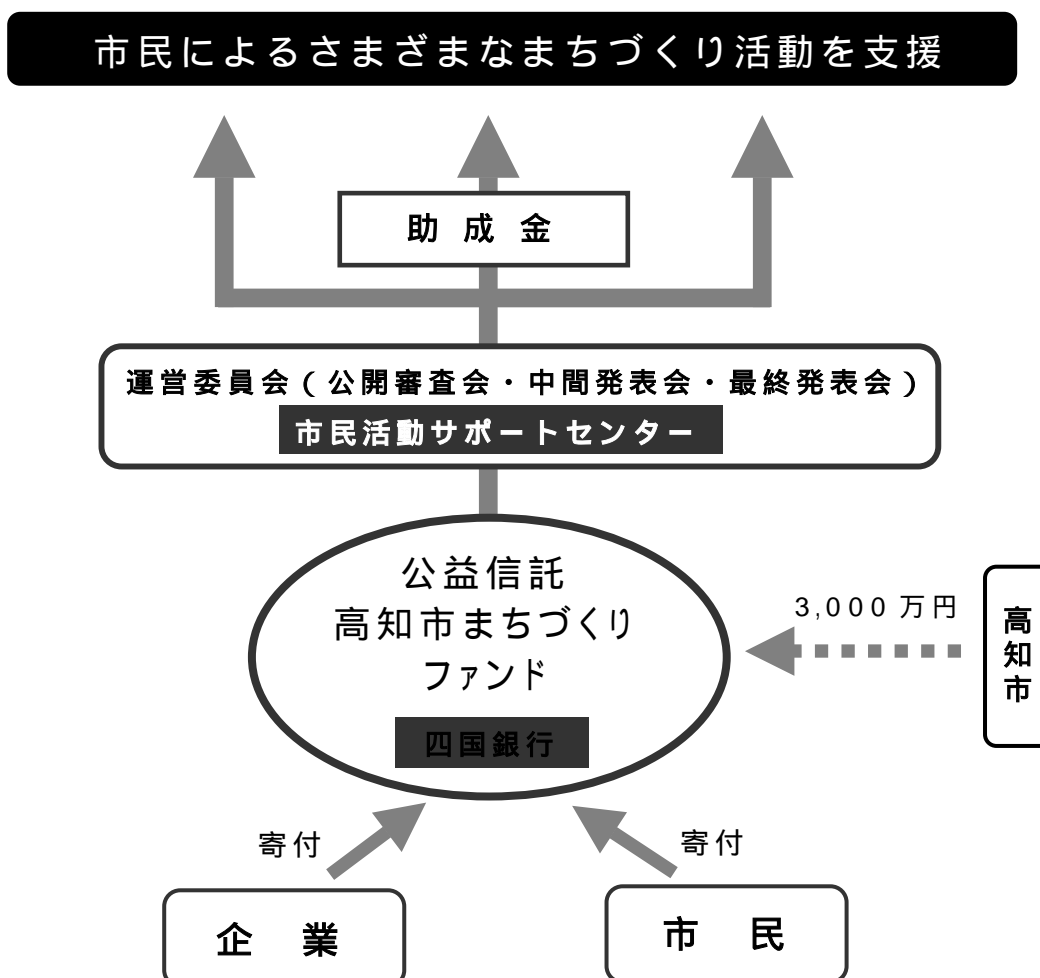


「まちづくりファンド」と「市民活動サポートセンター」のしくみについて検討していくことになったのね。

# 「まちづくりファンド」を知ろう

## 1 まちづくりファンドのしくみ

公益信託高知市まちづくりファンドは、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例に基づき、まちづくり活動団体への助成を目的に、高知市が四国銀行に3,000万円を出して創設した。助成先は、運営委員による公開審査会で決定し、透明性の確保とともに、市民同士の交流や、まちづくりの学びの場になることを目的としている。助成金には、活動段階に応じて、「まちづくりはじめの一步」コース(定額5万円)と、「まちづくり一歩前へ」コース(事業費の3/4以内で上限30万円)がある。公開審査会のほか、中間発表会や最終発表会も実施し、企画運営は高知市市民活動サポートセンターで行っている。 < 資料 P20・21 参照 >



## 2 公開審査会・最終発表会に参加した感想

### (1) 意欲を見せる若者たち

公開審査会では、大学生や20歳代の応募も多く、若い世代の人ががんばっていた。大学などを通してまちづくりの情報交換が活発に行なわれ、若者たちになじみやすいのかもしれない。反面、地域で古くから活動している人たちは、意外とまちづくりファンドを知らないのではないか。

若者たちの提案には、彼らのネットワークで活動が広がるようなグループもあり、1グループへの助成に留まらず、それらをどうつなげていくかまで考えられるといいのではないか。

若い世代の提案者たちは、演劇やダンス、スポーツなど自分ができることで何か役に立てるということを見据えている。こういう視点があれば、高知でもいろいろなることが起こり、熱くなっていける。

若い世代の人がファンドに興味を持って参加してくれている。ボランティアをしたいという人たちも多く、横のつながりがもっと太くなれば面白くなる。ただ、今は学生も時間があるが、今後仕事に就けばどうなるのか。

ストリートダンスで助成を受けたことが、新たな意欲をかき立てただけでなく、彼ら自身の重みや看板にもなった。ダンス講師の依頼や世界大会に出場するようなダンスチームを呼べる結果にもつながっている。

### (2) 公開審査会で生まれる「まちづくり」の芽

公開審査会は非常に楽しい雰囲気でもかった。交流や学習、情報交換の場としての役割も果たしていた。

自分もまちづくりに関する情報を得たらいろいろ参加しているが、公開審査会の参加者の多くは、自分ができることは何だろうと考えているのではないか。

会場を見て活気があると思った。久しぶりにすごく楽しいと思える時間だった。関係者でなくてもこの催しは見てもらいたい。もっと広い会場でやってもいいくらいに思う。それぞれの活動の話の聞くだけで、自分の中のまちづくりの芽が膨らむヒントがたくさん見つかる。

全体として交流が始まっていると感じた。一人の個人が活動組織に入り、そこから組織同士の交流が始まり、まちづくりにつながっていくという予感がした。



豊かな地域社会をつくるための地元の人たちの活動と、場所にこだわらず自分たちのできることを役立てたいとする若い人たちの活動の二つの流れがあったように思う。ファンドでの交流を通じて、触発しあって新たなまちづくりの意識が芽生えていくのではないか。

市民の活動は泥臭さも良さで、地道に積み上げていく(左脳)部分と想いで動く(右脳)部分を大事にしながら、両方がかみ合う形になっていけばいい。

### (3) 去年より今年、成長する公開審査会

去年の応募では「まちづくり一步前へ」コースの全団体が30万円の助成上限額で申請していたが、今年は活動経費の必要分を精査していたのが印象的だった。

最終発表会でも、当初の発表よりも前進した内容となっており、継続できるグループもあって勉強している印象を受けた。

各団体のプレゼンテーションでも自己表現ができており、発表の質の高さに驚いた。

去年よりも今年の方が事業内容や審査の面なども良くなっていると感じた。一般の参加者は楽しいが、運営委員は大変だと思う。プレゼンテーションの場で、助成先を決定するまでの審査をすべて公開するやり方は珍しく、その分このファンドの特徴や中身が問われてくるのではないか。

### (4) 今後につなげていくために

公開審査会のPRを工夫して多くの人たちを集めることができれば、「まちづくりはじめの一步」への参加にもつながるのではないか。

公開審査会の場だけでなく、日頃からグループ同士が交流し連絡しあえるようにすれば、年々横のつながりが広がるのではないか。

プレゼンテーション能力や予算書作成能力は大事であり、それらを教える機会など中間的な支援も必要ではないか。

助成を受けた団体は、きちんと課題をつかみ、やろうとしていることの把握はできている。ただ、今後のビジョンが弱い感も見受けられたので、来年の助成が無ければどうするのか、今後どうつなげていくかというビジョンをもつことが大変重要な課題になってくる。

### 3 まちづくりファンドのしくみについての意見

#### (1) 全体のしくみ

まちづくりファンドに関する下記のようないろいろな市民の疑問や意見に対して、応えたり反映したりできるしくみが全体としてできていることが、最も大事な点である。情報公開や意見の反映ができるしくみがあれば、市民・NPO・行政どのような立場であっても共に考えていくことができ、パートナーシップによるまちづくりを進めることにつながるのではないかと。

#### (2) まちづくりファンド運営委員

運営委員会の委員の決め方に、わかりやすくオープンな方法を取り入れるような検討をしてはどうか。より透明性を確保するためにも、公募制も含めて（公募制は審査という性格上なじむかどうかという問題はあるが）議論をしていく必要があるのではないかと。

#### (3) 活動の評価

まちづくり活動において継続性は非常に重要であり、「はじめの一步コース」については育成するという観点から、その後の活動を見守っていく必要があるのではないかと。「一步前へコース」についても、助成を受けた以上は以後の活動を評価する方法も今後の検討課題と思われる。市民や企業と一緒にまちづくりを推進していくために、助成金がどのように活用されている

#### (4) まちづくりファンドの積極的なPR・広報

公開審査会が、まちづくりの芽を生み出す機能を十分に果たしていることから、応募者だけでなく一般の参加者を増やすためのPRも、もっと必要であると思われる。まずは、各地域の活動団体への広報など、徐々に市民全体にも広めていくような取り組みが望まれるのではないかと。

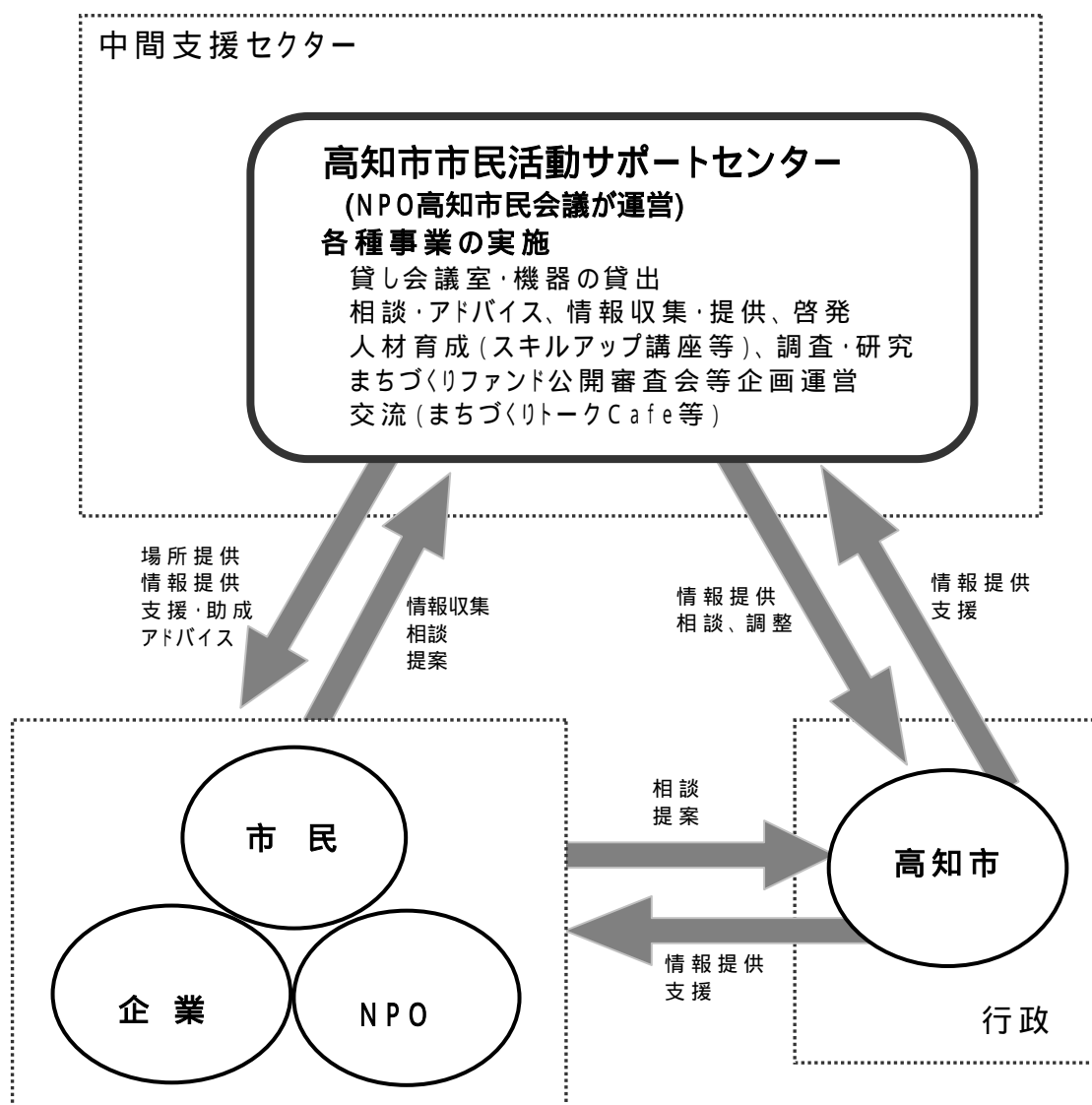
#### (5) まちづくりファンド制度の継続

まちづくりファンドが新しい時代のまちづくりにつながることは、公開審査会に参加した見守り委員の一致した意見であるが、限りある市財政の運用だけではいずれ限界がくる。このため、制度の継続のために、市民や企業からの支援は不可欠である。まちづくりファンドが市民全体のものになるようなPR・広報とともに、市民や企業の寄付を促進するための環境整備も重要であり、税制面等のいろいろな働きかけも必要ではないか。

# 「市民活動サポートセンター」を知ろう

## 1 市民活動サポートセンターのしくみ

高知市市民活動サポートセンターは、市民による検討・提案を受けて、平成11年4月に高知市が開設した。運営は市民組織で行うこととなり、NPO法人(特定非営利活動法人NPO高知市民会議)が設立された。現在、高知市からNPO高知市民会議に市民活動サポートセンター運営事業を委託し、公設民営方式で運営されている。市民活動サポートセンターは、中間支援の役割を担い、各種の事業を実施している。 < 資料 P22・23 参照 >



## 2 検討内容

### ～ 市民活動サポートセンターの事業展開の経過 ～

高知市市民活動サポートセンターは、当初、市民で組織されたボランティアセンター設立準備会による検討を受けて開設され、平成11年度から広くボランティア等の市民活動を支援する目的で事業を開始した。事業の企画内容や種類において、質量ともに年々増え、その中には「まちづくりトークCafe(注1)」といった事業もあり、平成14年度には高知県技術士会と連携して「まちづくり市民連続講座」なども実施した。

平成15年度に「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」が制定され、市民活動サポートセンターにおいて、まちづくりの活動も支援できる機能を強化することとなり、「まちづくりファンド公開審査会等企画運営事業」なども開始した。現在、「まちづくりアドバイザー会議(注2)」によるしくみづくりも進めており、毎年検討を積み重ねながら事業を展開している。

(注1)まちづくりトークCafe:市民誰でもが参加でき、まちづくりについて毎月自由にテーマを設定して話し合う事業

(注2)まちづくりアドバイザー会議:高知県建築士会や高知県技術士会のメンバー、いろいろなまちづくりの専門家が集まってアドバイザーとなる組織

### (1) 幅広いマンパワーの活用を

若者の参加と同時に、高齢者にも積極的に参加してもらおう視点も大事。高齢者を抜きにしてこれからのまちづくりは考えられない。市民活動サポートセンターの事業や運営にも高齢者の知恵が必要ではないか。高齢者層への働きかけを工夫してはどうか。

事業にはいい企画もあるが、同じ県外講師による企画などもある。高知の建築士など専門家グループの力をもっと活かすといいのではないか。また、防災活動ひとつ捉えてみても、各団体の企画が重なるなど、市内部の各部門の調整が必要ではないか。効果的な事業の企画運営を期待したい。

講座などの事業の企画に関わって参加しているが、もっと外部の人が企画に参加できるような仕掛けはできないか。

働いている若者の中には時間的な制約があって、参加したくてもできない場合も多い。彼らの相談にのれるような「出前講座」的なしくみなどの検討もしてはどうか。

## (2) “ご近所の底力”的なつながりの手助けを

NHK番組の「ご近所の底力」のようなことがサポートセンターでもできればと思う。地域みんなが集まって、ワイワイガヤガヤの中から答えが出てくるところがすごくいい。市民活動サポートセンターも、まちづくりの大変さを拾い上げてくれるところであってほしい。

「ご近所の底力」で答えを出すのはNHKではなく、外部経験者の知恵である。NHKは場所の提供とコーディネートをするだけである。市民活動サポートセンターにおいても、いろいろな人たちがつながりあえる関係ができるといい。話し合える接点があれば、活動がさらに広がるのではないか。

いろいろなまちづくりがあるが、さまざまな世代の人たちが集まり、アドバイスし合える環境が市民活動サポートセンターに芽生えると、ずっとまちづくりに関わりやすくなるのではないか。そのようなきっかけづくりをお願いしたい。

現在、検討している「まちづくりアドバイザー会議」がうまく実現できれば、必要となるときにさまざまなまちづくりの相談や事業の企画などについても、アドバイスできるしくみとなるのではないか。

アドバイザーを置くと、誰もが足を運びやすく相談しやすくなる。何でも相談に飛び込めたら第一歩を踏み出せる。井戸端会議ができたり、橋渡しをしてもらえるとうれしい。「まちづくりアドバイザー会議」を外部にも分りやすく使えるしくみにできないか。

## (3) 接点、連携、橋渡し・・・そして、自主性

社会福祉協議会や国際交流協会、地域では町内会やコミュニティ計画推進市民会議などいろいろな組織・団体がそれぞれ活動しているが、今ひとつ連携ができていない。こういった社会資源を活かし、相談などがあれば必要のところへつないでいけるような、広い意味での橋渡し役を市民活動サポートセンターに期待したい。

一方で、まちづくりは自発的なものであり、型にはめるべきでないという考え方もある。それぞれの組織の考え方があり、連携を強制すると組織の自主性を失うことにもつながる。特定のテーマや切り口で、連携できるところは連携していくという関係が望ましいのではないか。

市民活動サポートセンターのような中間支援のしくみができてきたことは心強い。それぞれの組織の独自性を損なわない環境づくりの視点から、使い勝手のいいしくみにしていく必要があるのではないか。

合併で土佐山・鏡が一緒になったが、それぞれの活動組織も今後の対応や課題を考えていく必要がある。行政もその姿勢を出していくべきではないか。

#### (4) 情報の提供、ふれあいセンターとの接点として

隣町でどんな団体が何をしているのか分からないというのが現状であり、少なくとも活動状況などの情報を提供していくのは、行政や市民活動サポートセンターの重要な役割である。

地域に密着した情報については、市内14ヶ所にあるふれあいセンターで提供できるといい。ふれあいセンターは元々支所であり、市民活動サポートセンターとは成り立ちも違い、まちづくりファンドに関する広報紙などの情報は流しているが、現在のところあまり接点がない。今後、情報の提供を含め連携を強化していく必要があるのではないかと。

ふれあいセンターによって恩恵を蒙っているのは町内会であり、ふれあいセンターの活動が活発な地域は、町内会活動も活発である。現実的な問題として、ふれあいセンターのあるところとないところの差も出てくるのではないかと。

### 3 「市民活動サポートセンター」のしくみについての意見

#### (1) 全体のしくみ 第三者的なサポートセンター機能の検討委員会

高知市の市民活動サポートセンターは、全国に先駆けてつくられた公設民営の施設で、全国的に見ても成功事例と言われている。それは施設の提案段階や運営においても、行政の考えのみで決められるのではなく、市民サイドの声が活かされるパートナーシップの部分が比較的できているからだろう。その意味での市民と行政の協働はできているが、市民活動サポートセンターのあり方について市民の声をどう反映させるかという点、今のところ市かNPO高知市民会議に言うしか方法はない。

市民活動サポートセンターの運営事業を受託しているNPO高知市民会議は1NPO法人であって市民の意見を代表している組織ではないので、市民活動サポートセンター全体のしくみを考えていくためには、市民の声を活かすための第三者的な検討委員会が必要ではないだろうか。委託者の市・受託者のNPO高知市民会議とは別に、第三者的な市民の視点で市民活動サポートセンターのあり方を検討する委員会が設置されれば、下記のようないろいろな提案も検討し反映できる場となるのではないかと。

#### (2) 事業の企画方法とさまざまな世代の参加

市民活動サポートセンターの事業を実施する場合に、もっと外部の人が参加して事業を企画できるような仕掛けができていくといい。若者の参加に焦点が当たる場合が多いが、それに加えてこれから増えていく高齢者が、事業の企画や運営にも関わられるような方法も考えていく必要があるのではないかと。

時間的に市民活動サポートセンターの講座などに出られない人たちも多くいる。個別支援には限度もあるが、出向いて行ってアドバイスや相談にのれるような「出前講座」的な取り組みも、今後検討していく必要があるのではないかと。



### (3) コーディネートの役割

「ご近所の底力」的なコーディネートの実現性については、全委員の意見が一致したところである。まちづくりに関するさまざまな相談や問題について、市民活動サポートセンターの中だけで答えを出すのではなく、外部の経験者の知恵を借りうまくつないでいくことが解決につながるのではないかと。現在進められている専門家などの力を活かした「まちづくりアドバイザー会議」が、外部にもわかりやすく利用しやすいしくみになれば、いろいろな人の接点ができ、そこからつながりもできていくのではないかと。(2)についてや個別支援についても、一定可能になってくると考えられる。

### (4) 他の機関との連携と情報の提供

活動団体などのさまざまな情報を市民に提供することは、市民活動サポートセンターの大事な役割である。市民活動サポートセンター以外にも、いろいろな機関が社会資源としてある。相談などについても、それぞれの役割をもつ機関があるので、そこがうまくつながるようになればいい。情報の共有ができていくことが望ましいことであり、それぞれの機関や団体の自主性を尊重したうえでの連携が必要ではないかと。

# 資 料

高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例

同

施行規則

公益信託高知市まちづくりファンド助成金規程

高知市市民活動サポートセンター条例

見守り委員会検討経過

見守り委員会委員名簿

# 高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例

平成 15 年 4 月 1 日  
条 例 第 13 号

## 目次

### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
  - 第 2 章 パートナーシップによるまちづくりの基本原則（第 3 条 第 7 条）
  - 第 3 章 市民等の役割（第 8 条 第 10 条）
  - 第 4 章 市の役割（第 11 条 第 16 条）
  - 第 5 章 市民活動への支援（第 17 条 第 19 条）
  - 第 6 章 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会（第 20 条 第 22 条）
  - 第 7 章 雑則（第 23 条）
- 附則

### 前文

何でまちづくりをするが。

みんなあにとって、「のうがえいまち」にしたいき。  
なんかあったときに、すつと助け合える関係でおりたいき。  
このまちに住んじよって良かったと思えるようになりたいき。

市民も行政もまちづくりを進めたいと思ひゆう。  
悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい。  
話をしたらみんなあ目指すところは一緒ながよ。

市民同士、市民と行政がうまいことつながったらえいねえ。  
みんなあでまちづくりができるようになったらえいと思わん。

ほんで、この条例をきおうてつくったがよ。  
どう、まちづくり一緒にやろうや。

### （訳文）

なぜまちづくりをするのでしょうか。

みんなにとって、「居心地のいいまち」にしたいから。  
何かあったときに、すぐに助け合える関係でありたいから。  
このまちに住んでいて良かったと思えるようになりたいから。

市民も行政もまちづくりを進めたいと思っています。  
悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい。  
話をしたらみんな目指すところは同じなのです。

市民同士、市民と行政がうまくつながったらいいね。  
みんなでまちづくりができるようになったらいいと思いませんか。

それで、この条例を想いをこめてつくりました。  
さあ、まちづくりを一緒にやりましょう。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、市民、NPO、事業者（以下「市民等」という。）及び市がまちづくりを進めるに当たっての基本的事項を定めることにより、互いにパートナーシップの構築に努め、協働して住みよい高知市の実現に寄与することを目的とする。

### （用語）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 住みよいまち、豊かな地域社会をつくるための取組をいう。
- (2) パートナーシップ 市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。
- (3) 協働 市民等及び市がパートナーシップに基づき、同一の目的のために役割を分担し、共に協力して活動することをいう。
- (4) 市民活動 まちづくりに係る活動であって、市民等が自主的に行う営利を目的としない公益性のあるものをいう。ただし、宗教的活動及び政治的活動は除く。
- (5) NPO（民間非営利団体） 営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行う民間団体をいう。
- (6) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

## 第 2 章 パートナーシップによるまちづくりの基本原則

### （まちづくりへの参加）

第 3 条 市民等は、住みよいまち、豊かな地域社会をつくるために、まちづくりに参加することができる。

2 市民等及び市は、それぞれの役割において、誰もがまちづくりに参加しやすいきっかけをつくるように努めるものとする。

(自主性の尊重)

第4条 市民等のまちづくりへの参加は、自主性が尊重されなければならない。

(合意に至る過程の尊重)

第5条 市民等及び市は、まちづくりに関する合意に至るまでになされた議論その他の過程を尊重してまちづくりを進めるものとする。

(情報の共有化)

第6条 市民等及び市は、合意形成を図っていくため、必要な情報を相互に共有できるよう努めるものとする。

(連携)

第5条 市民等及び市は、相互に連携するとともに、国、県等の行政機関及び教育機関その他関係機関とも連携してまちづくりを進めるよう努めるものとする。

### 第3章 市民等の役割

(市民の役割)

第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりについての理解を深めるとともに、まちづくりへの参加に努めるものとする。

(NPOの役割)

第9条 NPOは、市民のまちづくりの発意を尊重し、その主体的な活動を支援するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、地域社会の一員として、まちづくりについて理解、協力するよう努めるものとする。

### 第4章 市の役割

(施策の実施)

第11条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるために必要な施策を、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(広報広聴)

第12条 市は、市民等がまちづくりについて関心をもち、理解を深めることができるよう、広報広聴に努めるものとする。

(施策への反映)

第13条 市は、市のまちづくりの施策の検討及び実施に当たり、市民等の意見の反映及び市民等が参加することができる仕組みの整備に努めるものとする。

(説明責任)

第14条 市は、まちづくりについての市民等の意見、要望等に関して、当該市民等に説明する責任を全うするよう努めるものとする。

(コミュニティ計画の策定)

第15条 市は、市民等とパートナーシップを築いて地域のまちづくりを進めるため、市民等の意見を反映してコミュニティ計画を策定、推進するものとする。

(職員研修等)

第16条 市は、市の職員のまちづくりについての意識の高揚及び実践力の向上を図るため、パートナーシップによるまちづくりに関する職員研修を実施するものとする。

2 市は、市の職員が一市民として、市民活動に参加できる環境の整備を進めるものとする。

### 第5章 市民活動への支援

(市民活動の拠点の整備等)

第17条 市は、市民活動を促進するための拠点の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(助成等)

第18条 市は、市民活動を行う市民等に対し、必要な情報の提供及び技術的支援を行うことができる。

2 市長は、市民活動を行う団体への助成を目的とする基金に対し、必要な出えんを行うことができる。

(NPOへの業務参入機会の提供)

第19条 市は、NPOが効率的かつ効果的にまちづくりに関する市の施策を行うことができると認めるときは、当該NPOに対し、業務の委託等の機会を提供することができる。

## 第6章 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会

(市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会の設置)

第20条 この条例に基づく諸制度が適正かつ円滑に機能しているかを見守り、パートナーシップによるまちづくりを推進するため、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会(以下「見守り委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第21条 見守り委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べるができる。

(組織)

第22条 見守り委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 見守り委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民活動を行う者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、見守り委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日において策定したコミュニティ計画は、第15条の規定により策定したものとみなす。

## 高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例施行規則

平成 15 年 4 月 1 日

規 則 第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例(平成 15 年条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用使用する用語の意義は、条例で使用使用する用語の例による。

(市職員の市民活動への参加)

第 3 条 市は、職員の社会貢献活動のための休暇の活用の促進に努めるものとする。

(見守り委員会の調査審議事項)

第 4 条 条例第 21 条の規定により高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会(以下「見守り委員会」という。)が調査審議する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例に基づき設置された助成金制度その他の制度の運営等に関すること。

(2) 市が実施するまちづくりへの市民の参加に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(見守り委員会委員の公募)

第 5 条 見守り委員会の委員は、公募することができるものとする。

(見守り委員会の委員長及び副委員長)

第 7 条 見守り委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、見守り委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(見守り委員会の会議)

第 7 条 見守り委員会の会議は、委員長が招集する。

2 見守り委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 見守り委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第 8 条 特別の事項を調査審議するため、委員長が必要と認めるときは、見守り委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、委員長が見守り委員会の委員のうちから指名する。

3 市長は、専門委員会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(関係者の出席等)

第 10 条 見守り委員会において必要があると認めるときは、その会議に関係者又は専門的事項について学識経験を有する者その他参考人の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 10 条 見守り委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(運営)

第 11 条 第 4 条から前条までに定めるもののほか、見守り委員会の運営について必要な事項は、委員長が見守り委員会に諮って定める。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

## 公益信託高知市まちづくりファンド助成金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益信託高知市まちづくりファンド信託契約書第37条第1項の規定に基づき、助成金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる活動)

第2条 この公益信託の助成の対象となる活動は、自然環境の保全や住環境の整備、福祉、教育、文化、スポーツ、生涯学習など、住みやすい環境づくり及び人と人との豊かな関係性の形成や人づくりなど高知市を住みよいまち、豊かな地域社会にしていくために行うまちづくり活動を対象とする。ただし、次に掲げる活動を除く。

- (1) 営利を目的とする活動、宗教的活動及び政治的活動。
- (2) 市の制度等で補助金等の助成を受けている活動。ただし、これらの助成を受けている団体が行う活動でも、目的の異なる活動や他の団体と協働で行う活動は対象とする。
- (3) 国や財団等の助成との併用は、基本的には可能とするが、高知県の同様の趣旨の制度で助成を受けている活動については、併用できないものとする。
- (4) 単発のイベントなど継続性のない活動。

(助成の対象となる団体)

第3条 この公益信託の助成の対象となる団体は、活動拠点が高知市内にあり、構成員の3分の1以上が高知市民である3名以上で構成されたまちづくり活動団体とする。

(助成金のコース、額及び回数制限)

第4条 この公益信託の助成金のコース、額及び回数制限は次のとおりとする。

(1) 「まちづくりはじめの一步」コース

まちづくり活動団体がまちづくりへの参加の第一歩を始める、初動段階のまちづくり活動を支援することを目的とし、1年間事業を対象とする。助成金の額は、定額5万円とし、一団体が受けることのできる助成は1回のみとする。助成の対象となる活動に係る事業経費が5万円未満の場合は、事業経費の全額を助成する。

(2) 「まちづくり一歩前へ」コース

まちづくり活動団体が一定期間継続して行うまちづくり活動を支援することを目的とし、1年間事業と2年間継続事業を対象とする。助成金の額は、助成の対象となる活動に係る事業経費の4分の3以内とし、1年間事業は30万円、2年間継続事業は50万円を上限とする。一団体が受けることのできる助成は3回を限度とする。

(助成の対象となる事業経費)

第5条 助成の対象となる経費は、会場費、通信費、印刷費、視察費(旅費等)

講師謝金などの活動事業費とし、まちづくり活動団体の日常的運営費(事務局の維持管理費や人件費等)は対象としない。

(事業期間)

第6条 助成の対象となる活動の事業期間は、8月から翌年の7月末までとする。2年間継続事業の場合は、8月から翌々年の7月末までとする。

(応募申請)

第7条 助成金の給付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、原則として6月末までの間に、応募用紙に所定の事項を記入し、「まちづくりはじめの一步」コース・「まちづくり一歩前へ」コースのいずれに応募するかを明記のうえ、受託者に提出しなければならない。

(助成団体の決定)

第8条 助成金の給付を受ける団体(以下「助成団体」という。)は、公益信託高知市まちづくりファンド運営委員会(以下「運営委員会」という。)における選考により決定し、広く市民が参加できるよう原則として公開で審査(以下「公開審査会」という。)を行うものとする。

- (1) 「まちづくりはじめの一步」コースは、申請団体が提出した応募申請書に基づき、運営委員会による書類審査を経て、助成団体を決定する。
- (2) 「まちづくり一歩前へ」コースは、書類審査及び公開審査会において、申請団体が事業の目的、内容等についてプレゼンテーションを行い、運営委員会による選考を経て助成団体を決定する。

(助成金の給付)

第9条 受託者は、前条の選考の結果により、助成団体及び助成金の額を決定し、すみやかに助成金の給付を行う。

(変更報告)

第10条 助成団体は、事業の内容や事業経費に変更が生じた場合は、すみやかに受託者に届けなければならない。

(活動報告)

第11条 助成団体は、中間発表会及び最終発表会に出席し、活動内容等を報告しなければならない。

2 中間発表会は、原則として毎年1月に公開により開催するものとし、助成団体はその時点の活動状況を報告し、運営委員等から活動に対する助言等を受けるものとする。

3 最終発表会は、原則として毎年7月に公開により開催し、まちづくり活動団体の今後のまちづくり活動を充実させることを目的として、活動の成果の発表等を行うものとする。

(最終活動報告)

第12条 助成団体は、助成の対象となる活動の事業期間の7月末までに最終活動報告書を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 助成団体は次の各号のいずれかに該当する場合は、給付された助成金を返還しなければならない。

(1) 応募用紙に記載されている目的以外に助成金を使用したとき。

(2) 事業が中止になったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき。

(4) 最終活動報告により助成の対象となる事業経費に差額が生じたとき。

(助成金規程の変更)

第14条 受託者は、この規程を変更するときは、運営委員会の意見又は勧告を受け、かつ信託管理人の承認を得て行わなければならない。

附 則

1 この規程は、平成15年5月6日から施行する。

2 この公益信託の初年度の応募申請書提出期限は、第7条の規定にかかわらず、平成15年7月10日とする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。



## 高知市市民活動サポートセンター条例

平成 11 年 4 月 1 日

条 例 第 18 号

改正 平成 12 年 4 月 1 日条例第 2 号 平成 13 年 4 月 1 日条例 8 号

平成 15 年 4 月 1 日条例第 14 号 平成 16 年 1 月 1 日条例 135 号

(設置)

第 1 条 市民が行う自由で営利を目的としない社会貢献活動(以下「市民活動」という。)及び市民活動を通じた市民の交流の場を設けることにより、市民活動を支援するとともに、その健全な発展を促進することを目的として、高知市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 センターの位置は、次のとおりとする。

高知市鷹匠町二丁目 1 番 43 号

(事業)

第 3 条 センターは、まちづくりの活動その他の市民活動を支援するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会議室等施設の利用提供に関すること。
- (2) 市民活動に係る案内及び相談に関すること。
- (3) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民活動に係る広報及び市民活動を促進するための啓発に関すること。
- (5) 市民活動に係る人材の育成に関すること。
- (6) 市民活動に係る調査及び研究に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の設置の目的を達成するために必要な事業

(利用の許可)

第 4 条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を制限し、又は利用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする利用と認められるとき。
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする利用と認められるとき。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする利用と認められるとき。
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする利用と認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的に反する利用と認められるとき。
- (6) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (7) 施設又は設備器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第 6 条 第 4 条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(使用料)

第 7 条 利用者は、別表に定める額によって算定した料金を使用料として前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の事由があるときは、当該使用料を減免又は後納とすることができる。

2 納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市の都合によって利用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災その他不可抗力によって利用ができなくなったとき。
- (3) 利用の日の 7 日前までに利用許可の取消し又は変更を申し出て、市長が正当な理由があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (2) 第5条各号のいずれかに該当したとき。
  - (3) 利用者が許可条件に違反したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 前項の場合において、利用者に損害が生じて、市は、賠償責任を負わない。ただし、同項第4号の規定に基づき同項の処分をした場合であって、当該処分が市の都合によるときは、この限りでない。
- (原状回復)
- 第9条 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設及び設備器具等を原状に回復しなければならない。
- (損害の賠償等)
- 第10条 利用者その他センターを利用した者が、施設若しくは設備器具等を損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に基づいてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。
- (管理の委託)
- 第11条 市長は、センターの運営上効果があると認めるときは、その管理を公共的団体に委託することができる。
- 2 前項の規定により委託する場合の条件等必要な事項は、市長が別に定める。
- (委任)
- 第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第2号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年4月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年4月1日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

区分	使用料(1時間につき)
会議室1	330円
会議室2	200円

備考 時間の算定に当たっては、1時間未満は1時間とする。

## 高知市市民と行政のパートナーシップの まちづくり条例見守り委員会 検討経過

**第1回見守り委員会** 平成16年3月4日(木) 午後6時30分～9時  
委嘱式、見守り委員会の役割  
条例に関連した現在のしくみ・制度の状況  
「見守り委員会として知りたいこと、やりたいこと」

**第2回見守り委員会** 平成16年3月30日(火)午後7～9時  
パートナーシップについて  
「やりたいことのネタ出し」、今後の進め方について

平成16年4月27日 公益信託高知市まちづくりファンド関連資料送付  
「公益信託」(銀行パンフレット) 年間スケジュール 「まちファン2号」  
第2回助成事業の募集チラシ 第2回助成事業応募用紙・応募の手引き  
「公益信託高知市まちづくりファンド助成金規程」

平成16年5月21日 市民活動サポートセンター、町内会等関連資料送付  
市民活動サポートセンターの設立についての経過  
「市民活動サポートセンターの設立に向けて」(平成9年8月)  
「高知市市民活動サポートセンターだより えぬびい Oh!」(毎月発行)  
「えぬびい Oh!」(季刊発行)  
「自治活動ハンドブック」 「会報高知市町内会連合会」

**第3回見守り委員会** 平成16年6月28日(月) 午後7時～9時  
まちづくりファンドのしくみについて「疑問・意見出し」

平成16年8月1日(日) 自主参加  
公益信託高知市まちづくりファンド 第2回公開審査会  
平成16年8月29日(日) 自主参加 (台風のため7月31日を順延)  
公益信託高知市まちづくりファンド 第1回最終発表会

**第4回見守り委員会** 平成16年10月14日(木) 午後7時～9時  
(台風のため8月30日を順延)  
まちづくりファンドのしくみについて感想、「意見まとめ」  
市民活動サポートセンターのしくみについて「疑問出し」

**第5回見守り委員会** 平成16年12月7日(火) 午後6時30分～8時  
市民活動サポートセンターのしくみについて「意見出し」と「意見  
まとめ」

平成17年1月29日(土) 自主参加  
公益信託高知市まちづくりファンド 第2回中間発表会

**第1回前期意見報告書編集会議** 平成17年1月18日(火) 午前10時～12時  
**第2回前期意見報告書編集会議** 平成17年2月7日(月) 午前10時～午後1時

**第6回見守り委員会** 平成17年2月21日(月) 午後7時～9時  
前期の意見報告のまとめ、後期の検討内容について

高知市市民と行政のパートナーシップの  
まちづくり条例見守り委員会 委員名簿

(任期:H16.3.4~H18.3.3)

(50音順)

	氏名	所属等	備考
1	石橋 照久	公募委員	
2	岡田 法生	よこせと・まちづくり市民会議	元条例案策定委員
3	村田 弥生	公募委員	
4	神崎 健史	(社)高知県建築士会まちづくり研究会	
5	木下 くみ子	高知SGG善意通訳クラブ	
6	木村 重來	高知市労働事業協会 やさしい里	
7	野崎 英明	高知市町内会連合会	元条例案策定委員
8	濱田 りえ	公募委員	
9	原 陽子	mama ぼおと高知	
10	福富 宣子	宅老所たんぼぼ大津	元条例案策定委員
11	堀田 昌一郎	コミュニティークラブ高知街	元条例案策定委員
	(H16.3.4~6.22)		
12	松山 倫子	(株)城西館	
13	山崎 水紀夫	高知市ボランティア連絡会	元条例案策定委員
14	漁師 政子	公募委員	